

第6回教育委員会会議録

1日 時 平成29年6月23日(金) 開会：14時30分
閉会：15時20分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長

出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

6議事日程等

| 日程順位 | 件 名 |
|------|---|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 2 | 報告第13号 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
| 3 | 報告第14号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について |
| 4 | 議案第21号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
| 5 | 議案第22号 周南市文化財審議会委員の委嘱について |
| 6 | 議案第23号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について |

- 7 委員会協議会
- (1) 7月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
 - (2) 6月議会の報告について (教育部長)
 - (3) 「少年の主張コンクール周南大会2017」について (生涯学習課)
 - (4) 「徳山夏まつり」と「サンフェスタしんなんよう」について
(新南陽総合出張所)

| | |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

教育長 　ただ今から「平成29年第6回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めてまいります。
　日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。
　本日の会議録署名委員は、池永委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

| | |
|---|---------------------------------|
| 2 | 報告第13号 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
|---|---------------------------------|

教育長 　続いて日程第2、報告第13号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。
　この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長 　1ページ、報告第13号、周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、ご報告いたします。
　提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項に基づくものでございます。2ページをご覧ください。
　本協議会は、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則により、いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに係る対策事業を行うこととしております。委員の任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年としており、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者のうちから選任した委員20名で組織されることになっております。2ページにございますとおり、新たに委員の委嘱を行うものです。
　小・中学校の校長及び教員の決定に時間を要し、このたびの報告となっております。
　以上で報告を終わります。

教育長 　この件について、何かご質問ございませんか、よろしいでしょうか。
　それでは、報告第13号を承認いたします。

| | |
|---|-----------------------------------|
| 3 | 報告第14号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について |
|---|-----------------------------------|

教育長 　続いて日程第3、報告第14号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
　この件について、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長 　報告第14号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」、ご報告いたします。
　提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項」の規定に基づくものでございます。
　それでは議案書の3ページをお願いいたします。
　学校給食センター運営審議会は、「周南市立学校給食センター運営審議会規則」に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、

平成29年3月末での任期満了に伴い、19名の方に委嘱を行うものでございます。

この度は全員改選であり、委員選出に不測の時間を要したことから、本日の委員会報告となりました。

委員の一覧表を4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

委嘱期間は、平成29年4月1日から31年3月31日までの2年間となります。

以上、ご報告申し上げます。

教育長 本件について、何かご質問ございませんか。

それでは、報告第14号を承認いたします。

| | |
|---|---|
| 4 | 議案第21号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
|---|---|

教育長 続いて日程第4、議案第21号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案第21号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」について御説明させていただきます。5ページをご覧ください。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号によるものでございます。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関し、必要な事項を定めております。

7ページをお願いいたします。

この度、国の「要保護児童生徒援助費補助金要綱」が改正され、小学校及び中学校1年生に支給しております新入学児童生徒学用品費等の補助単価が、

小学校の場合、「20,470円」から「40,600円」に、

中学校の場合、「23,550円」から「47,400円」に、それぞれ増額改定されました。

それに伴い、本市就学援助におきましても、その改正の趣旨にそった援助が行えるよう、支給単価の改定を行いたいと考えておりますので、ご審議、ご決定のほど、お願い申し上げます。

教育長 この件について何かご質問がございませんか。

池永委員 新入学児童生徒学用品の支給日は、ちょっと話題になったことがあるような気がするのですが、入学前でしたか、入学後でしたでしょうか。できれば入学前に欲しいなという意見が多いというのを聞いていたのですが。

教育長 これは、前年の所得ということが判定基準になりますので、それが分かるのが新年度の6月です。ですから7月から支給ということで現在運用しております。ただ、おっしゃるように、必要な時期に、必要な方に、必要な援助をしていくという趣旨に則って、できれば30年の入学児童生徒からは、前年度の遅くとも3月くらいには支給できるようにということで、今、実現に向けて作業をしているところでございます。

教育長 他に何かご質問ございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号を決定いたします。

| | |
|---|---------------------------|
| 5 | 議案第22号 周南市文化財審議会委員の委嘱について |
|---|---------------------------|

教育長 続いて日程第5、議案第22号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第22号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

議案書は、8ページから9ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第14号の規定によるものでございます。

今回の委嘱は、本年6月30日をもって審議会委員の任期が満了となることから、新たに委嘱するものでございます。

委嘱期間は2年間で、本年7月1日から平成31年6月30日までとなっております。

なお、6名全員を継続して委員として委嘱することとしております。

以上で説明を終わります。

教育長 この件につきまして何か質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第22号を決定いたします。

| | |
|---|---------------------------------|
| 6 | 議案第23号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について |
|---|---------------------------------|

教育長 続いて日程第6、議案第23号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件についても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第23号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

議案書は、10ページから11ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第14号によるものでございます。

今回の委嘱は、本年6月30日をもって運営協議会委員の任期が満了となることから、新たに委嘱するものでございます。

委嘱期間は2年間で、本年7月1日から平成31年6月30日までとなっております。

なお、平成28年度末をもって中須中学校が休校となったことから、須磨小学校長と須々万中学校長の2名に対して新たに委嘱を行い、それ以外の委員につきましては、継続して、委嘱することとしております。

以上で、説明を終わります。

教育長 この件につきまして質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第23号を決定いたします。

教育長 その他はございませんか、よろしいでしょうか。

以上で、平成29年第6回教育委員会定例会を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

片山 研治 委員 _____